

地域懇談会の開催について (富県宮城推進会議会則の一部改正)

1 会則改正の趣旨

「富県宮城の実現」に向け、県内7圏域ごとに「地域懇談会」を開催することとし、別紙のとおり会則を改正するもの。

2 「地域懇談会」の概要

(1) 目的

「富県宮城推進会議」と連携し、地域における「富県宮城の実現」に向けた情報共有と意識醸成を図る。

(2) 懇談内容

- ① 「富県宮城の実現」に向けた県全体の取組成果や目標についての意見交換
- ② 「富県宮城の実現」に向けた各地域の取組成果や取組の予定についての意見交換 等

(3) 構成員

(以下を基本に各地域の実情に応じて構成)

市町村、雇用分野(ハローワーク)、商工分野(商工会議所・商工会、観光団体)、農業分野(農業協同組合)、林業分野(森林組合)、水産業分野(水産業協同組合)、県地方振興事務所 等

(4) 開催頻度 年1～2回程度適宜開催

(5) 事務局 各地方振興事務所(地域事務所)

3 施行期日 平成22年3月19日(予定)

富 県 宮 城 推 進 会 議 会 則 新 旧 対 照 表

富県宮城推進会議会則（平成19年4月20日施行）の一部を次のように改正する。

改 正 (案)	現 行
<p style="text-align: center;">富県宮城推進会議会則</p> <p>(設置) 第1 近年の経済活動の一層のグローバル化や情報化の進展、本格的な高齢社会や人口減少化社会の到来等に的確に対応しながら、宮城県産業経済の活性化を図り、「富県宮城」を推進するため、県内の経済団体、学術機関及び行政機関等で構成する富県宮城推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項) 第2 推進会議は、宮城県の産業経済の活性化に関連する次の事項を所掌する。 (1)「富県宮城の実現」に向けた方策の企画立案及び主体的な取組の促進 (2)「富県宮城の実現」に向けた意見交換及び情報交換 (3) その他必要と認める事項</p> <p>(組織) 第3 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。 2 推進会議に会長及び副会長を置き、推進会議を構成する者の互選により選出する。 3 会長は、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(幹事会) 第4 推進会議に幹事会を置く。 2 幹事会は、構成員間の情報交換を行うとともに、推進会議に付すべき事項等について協議する。 3 幹事会の幹事は、別表2に掲げる団体から、それぞれ1名以上選任する。 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する者の互選により選出する。 5 幹事長は、幹事会の会務を総理する。 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(地域懇談会) 第5 「富県宮城の実現」に向け、地域における情報共有と意識醸成を図るため、圏域ごとに地域懇談会を開催し、その運営に関し必要な事項は、各地域懇談会において別に定める。</p> <p>(会議の開催) 第6 推進会議の会議は会長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。 2 会長又は幹事長は、必要に応じて推進会議又は幹事会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。 3 推進会議及び幹事会は、必要に応じ関係業界の意見を聴取するものとする。</p> <p>(庶務) 第7 推進会議の庶務は、宮城県経済商工観光部富県宮城推進室において処理する。</p> <p>(その他) 第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この会則は、平成19年4月20日から施行する。 附 則 この会則は、平成19年12月20日から施行する。 附 則 この会則は、平成22年 月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">富県宮城推進会議会則</p> <p>(設置) 第1 近年の経済活動の一層のグローバル化や情報化の進展、本格的な高齢社会や人口減少化社会の到来等に的確に対応しながら、宮城県産業経済の活性化を図り、「富県宮城」を推進するため、県内の経済団体、学術機関及び行政機関等で構成する富県宮城推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項) 第2 推進会議は、宮城県の産業経済の活性化に関連する次の事項を所掌する。 (1)「富県宮城の実現」に向けた方策の企画立案及び主体的な取組の促進 (2)「富県宮城の実現」に向けた意見交換及び情報交換 (3) その他必要と認める事項</p> <p>(組織) 第3 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。 2 推進会議に会長及び副会長を置き、推進会議を構成する者の互選により選出する。 3 会長は、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(幹事会) 第4 推進会議に幹事会を置く。 2 幹事会は、構成員間の情報交換を行うとともに、推進会議に付すべき事項等について協議する。 3 幹事会の幹事は、別表2に掲げる団体から、それぞれ1名以上選任する。 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する者の互選により選出する。 5 幹事長は、幹事会の会務を総理する。 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(新設) 第5 推進会議の会議は会長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。 2 会長又は幹事長は、必要に応じて推進会議又は幹事会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。 3 推進会議及び幹事会は、必要に応じ関係業界の意見を聴取するものとする。</p> <p>(庶務) 第6 推進会議の庶務は、宮城県経済商工観光部富県宮城推進室において処理する。</p> <p>(その他) 第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この会則は、平成19年4月20日から施行する。 附 則 この会則は、平成19年12月20日から施行する。</p>

「富県宮城の実現」加速に向けた取組体制（案）

- ポイント
- ①目標実現に向けた取組体制の強化
 - ②各界各層との相互アプローチ体制の確立
 - ③地域への効果波及と県民の実感醸成

